

令和 6 年度法務省会計監査の実施結果について

1 はじめに

法務省会計監査規程（平成 2 8 年法務省会訓第 1 号大臣訓令。以下「規程」という。）第 6 条に基づき実施した一般監査について、令和 6 年度に重点項目として監査を行った結果を公表する。

2 令和 6 年度の監査における重点項目

法務省会計監査においては、規程第 7 条に基づき策定した中期監査方針及び中期監査計画を踏まえ、規程第 8 条により、毎年度の監査計画を策定することとされているところ、令和 6 年度会計監査計画等を策定し、当該計画において、以下のとおり重点項目を定め、監査を実施した。

（１）契約事務

○ 契約の適切性及び経済性・有効性等に関する監査

契約を締結した案件について、契約の申請から支出の決定までの一連の処理を、契約手続全般の適切性のほか、契約内容の正確性、合規性及び経済性の観点からの監査

（２）物品管理事務

○ 物品の管理状況等に関する監査

物品の管理状況に関し、府省共通システムによる物品管理事務が行われているか確認するとともに、関係法令に基づいた適正な管理・手続が行われているか合規性の観点からの監査

（３）出納官吏事務

○ 出納官吏事務に関する監査

出納官吏事務に関し、現金の保管状況、公印・小切手の事務手続、出納官吏に対する検査の実施状況等合規性の観点からの監査

（４）国有財産事務

○ 国有財産の管理状況等に関する監査

国有財産に係る事務に関し、国有財産の運用（使用許可、使用承認）及び財産増減の手続・記録が関係法令に基づき適正に行われているか正確性及び合規性の観点からの監査

3 監査対象庁

令和6年度会計監査計画等に基づき、別表のとおり、法務省本省及び地方官署に対して監査を実施した。

4 監査の実施結果

（１）契約事務

ア 監査手法

令和5年度及び令和6年度に締結した契約を対象として、任意に抽出した案件について、関係書類を確認するほか、監査対象庁の担当者に対しヒアリングを行うなどして、監査を実施した。

イ 指導事項

監査の結果、多くの場合、会計法令に基づき適正に契約手続が行われている状況を確認したものの、関係書類の作成等が適切に行われていない事案も認められたため、該当庁に対して、主に以下の指導を行った。

- ・ 調達伺いが作成されていない、又は、調達伺いは作成されているが、その中で調達の目的、必要性等が記載されておらず、それらが不明確であったことから、今後は、調達伺いを作成し、調達の目的、必要性等を明確にすること。
- ・ 契約金額が200万円を超える契約について、検査調書が作成されていなかったことから、今後は、契約金額が200万円を超える契約に関しては、検査調書を作成すること。
- ・ 契約金額が60万円を超える少額随意契約案件について請書を徴取していなかったことから、今後は、必ず徴取すること。

（２）物品管理事務

ア 監査手法

物品の管理状況に関し、関係書類及び物品の現況を確認するほか、監査対象庁の担当者に対しヒアリングを行うなどして、監査を実施した。

イ 指導事項

監査の結果、毎年度、物品の全品突合検査を実施するなど、適正な物品管理が行われている状況を確認したものの、関係帳簿の整理が適切に行われていない事案も認められたため、該当庁に対して、主に以下の指導を行った。

- ・郵便書留簿について、定められた様式を用いていなかったことから、今後は規定の様式を使用すること。
- ・賃借物品について、物品管理簿に賃借期間の記載がされていなかったことから、今後は、記載すること。
- ・物品の供用について、実際の使用職員以外の者に（一括して）供用されているものが認められたことから、今後は、実際の使用職員ごとに供用すること。

（３）出納官吏事務

ア 監査手法

現金の保管状況、公印・小切手の事務手続、出納官吏の検査状況等について、関係書類等を確認するほか、監査対象庁の担当者に対しヒアリングを行うなどして、監査を実施した。

イ 指導事項

監査の結果、多くの場合、関係法令にのっとり適正な事務手続が行われている状況を確認したものの、関係書類の作成が適切に行われていない事案も認められたため、該当庁に対して、主に以下の指導を行った。

- ・出納官吏の交替時において、交替の日の前日をもって当該月分の現金出納簿の締切を行っていなかった上、現金出納簿に前任者及び後任者の記名もされていなかったことから、今後は、出納官吏事務規程第70条に基づき、適正な事務処理を行うこと。
- ・出納官吏に係る交替時検査について、検査員の発令を受けていない職員が実施していたことから、今後は、必ず検査員を発令の上、適正に検査を実施すること。

（４）国有財産事務

ア 監査手法

国有財産に係る事務に関し、関係書類及び国有財産の現況を確認するほか、監査対象庁の担当者に対しヒアリングを行うなどして、監査を実施した。

イ 指導事項

監査の結果、多くの場合、法令等に基づき適正な手続が行われている状況を確認したものの、使用許可に関する手続、国有財産台帳の登録及び決

裁手続が適切に行われていない事案も認められたため、該当庁に対して、主に以下の指導を行った。

- ・自動販売機の使用許可に係る公募において、応募者から提案された使用料の額による競争又は当該使用料の額を選定の基準の一つとする方法を採用していなかったことから、次回公募時は適正な公募手続を行うこと。
- ・使用許可期間及び更新回数が財務通達「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」に則った内容になっていないことから、適切に処理すること。
- ・国有財産の増減が生じているにもかかわらず、台帳登録が行われていなかったことから、計算を行い、適切に台帳登録を行うこと。
- ・台帳登録に当たり、一部取壊し部分に係る価格の算定方法に誤りがあったことから、再計算の上、適切に処理すること。
- ・台帳登録価格を算出するに当たり、直接工事費及び間接費の扱いに誤りがあったことから、再計算の上、適切に処理すること。

別 表

令和 6 年度法務省会計監査の監査対象庁

1 大臣官房会計課実施分

区 分	監 査 対 象 庁
法 務 省 本 省	法務省本省
地 方 官 署	【法務局】 20 庁 大阪法務局、名古屋法務局、札幌法務局 さいたま地方法務局、千葉地方法務局、水戸地方法務局、宇都宮地方法務局、前橋地方法務局、新潟地方法務局、神戸地方法務局、和歌山地方法務局、津地方法務局、富山地方法務局、鳥取地方法務局、宮崎地方法務局、那覇地方法務局、山形地方法務局、函館地方法務局、徳島地方法務局、高知地方法務局 【検察庁】 22 庁 最高検察庁 大阪高等検察庁、札幌高等検察庁、高松高等検察庁 東京地方検察庁、千葉地方検察庁、前橋地方検察庁、静岡地方検察庁、甲府地方検察庁、新潟地方検察庁、京都地方検察庁、名古屋地方検察庁、鳥取地方検察庁、佐賀地方検察庁、大分地方検察庁、熊本地方検察庁、鹿児島地方検察庁、仙台地方検察庁、盛岡地方検察庁、秋田地方検察庁、函館地方検察庁、高松地方検察庁 【矯正官署】 50 庁 高松矯正管区 札幌刑務所、旭川刑務所、函館少年刑務所、秋田刑務所、栃木刑務所、前橋刑務所、千葉刑務所、府中刑務所、甲府刑務所、富山刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、姫路少年刑務所、徳島刑務所、高松刑務所、福岡刑務所、宮崎刑務所、鹿児島刑務所、佐賀少年刑務所 北海少年院、盛岡少年院、茨城農芸学院、水府学院、榛名女子学園、愛光女子学園、久里浜少年院、新潟少年学院、駿府学園、加古川学園、筑紫少女苑、中津少年学院、大分少年院、沖縄少年院

区 分	監 査 対 象 庁
地 方 官 署	札幌少年鑑別所、宇都宮少年鑑別所、前橋少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、新潟少年鑑別所、静岡少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、津少年鑑別所、京都少年鑑別所、神戸少年鑑別所、和歌山少年鑑別所、徳島少年鑑別所、高松少年鑑別所、高知少年鑑別所、熊本少年鑑別所 【更生保護官署】 14 庁 近畿地方更生保護委員会、中部地方更生保護委員会、四国地方更生保護委員会 横浜保護観察所、さいたま保護観察所、宇都宮保護観察所、大阪保護観察所、奈良保護観察所、名古屋保護観察所、鹿児島保護観察所、宮崎保護観察所、秋田保護観察所、函館保護観察所、高知保護観察所

2 大臣官房施設課実施分

区 分	監 査 対 象 庁
地 方 官 署	【法務局】 8 庁 広島法務局 福井地方法務局、鳥取地方法務局、長崎地方法務局、秋田地方法務局、旭川地方法務局、高知地方法務局、松山地方法務局 【検察庁】 8 庁 仙台高等検察庁 福井地方検察庁、鳥取地方検察庁、長崎地方検察庁、秋田地方検察庁、旭川地方検察庁、高知地方検察庁、松山地方検察庁 【矯正官署】 30 庁 広島矯正管区 旭川刑務所、秋田刑務所、東日本成人矯正医療センター、府中刑務所、金沢刑務所、福井刑務所、神戸刑務所、姫路少年刑務所、鳥取刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岡山刑務所、広島刑務所、岩国刑務所、松山刑務所、福岡刑務所、長崎刑務所、熊本刑務所 湖南学院、加古川学園、岡山少年院、広島少年院、筑紫少女苑、福岡少年院、人吉農芸学院 旭川少年鑑別所、秋田少年鑑別所、東京少年鑑別所、長崎少年鑑別所、熊本少年鑑別所 【更生保護官署】 1 庁 旭川保護観察所 【出入国在留管理官署】 1 庁 入国者収容大村入国管理センター